

**「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」  
に基づく検証結果(光サービス卸)及び  
固定通信分野における特定卸電気通信役務に関する規律の  
運用状況の結果に関する論点整理**

---

**令和8年3月6日**

**事 務 局**

- 「接続料の算定等に関する研究会」での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

## ① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

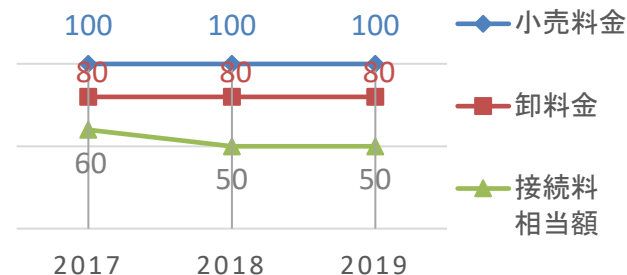
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要なとなる営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



## ② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



# (参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証スキームの概要

## 検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の  
必要あり

検証の必要なし

## 検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

### 検証ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保  
手法：適正原価+適正利潤 $\geq$ 卸料金 となっているかを検証

代替性  
なし

総務省による  
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、  
是正を図るための措置へ

☞「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

### 検証ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保  
手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性  
不十分

総務省による  
妥当性評価 なし

☞「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、

- 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）を提供する義務、
- 特定卸役務に関する協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

## 指定設備卸役務

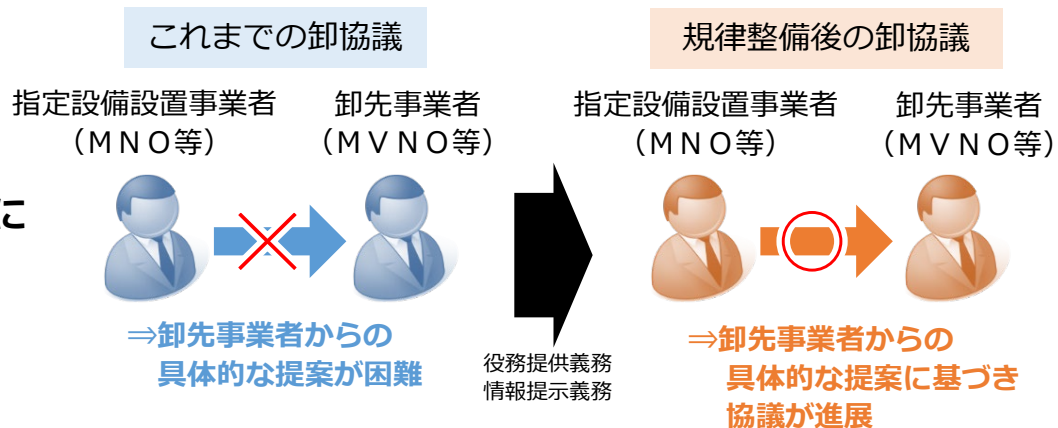
※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- 総務大臣への届出義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

## 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）

- 役務を提供する義務  
【特定卸役務の範囲】
  - ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
  - ・ 全国BWA
  - ・ FTTHアクセスサービス 等
- 協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務  
【提示する情報】
  - ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
  - ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

### <卸協議の適正化イメージ>



# 検討の経緯

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定。以下「卸検証ガイドライン」という。）に基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸の検証結果については、第4回会合（令和8年1月27日）においてNTT東日本・西日本による自己検証の結果の報告及びこれを踏まえた卸先事業者等へのヒアリングを行い、第5回会合（令和8年2月13日）においてNTT東日本・西日本へのヒアリングを行った。
- 併せて、特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況についてもヒアリングを行った。

## ヒアリング事項

### 卸料金検証について

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。（接続料の算定等に関する研究会における議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、同研究会第九次報告書を踏まえた検証が行われているか等）
- (2) 特に、卸料金の原価の内訳における人件費の上昇傾向について、NTT東日本・西日本から自社のデータ等の開示もあったところだが、卸料金と接続料相当額の差分の適正性の検証の観点から十分といえるか。
- (3) 卸先事業者に対して実施した情報開示に係るアンケートについて、NTT東日本・西日本からの説明を通じた卸料金の更なる透明性の向上に資するものといえるか。

### 特定卸役務に関する規律について

- (4) 同研究会第九次報告書取りまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化及び卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む）の進展状況はどうか。
- (5) 同研究会第九次報告書とりまとめ以降の事業者間協議等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の検討が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。
- (6) NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

（参考）接続料の算定等に関する研究会の第九次報告書

#### （卸料金検証）

- ・ 卸料金原価の内訳である人件費や物件費の上昇傾向については、NTT東日本・西日本のデータではないため、構成員や事業者団体等から、卸料金と接続料相当額の差分の透明性に係る検証には不十分であるとの指摘がなされた。この点について、NTT東日本・西日本から、自社のデータ等の開示も含めた開示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された。（中略）NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。
- ・ 卸料金と接続料相当額の差分については、（中略）事業者団体等から差分の適正性に関する説明が不十分との指摘もなされていることから、本研究会等において、引き続きNTT東日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。
- ・ NTT東日本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、アンケートの結果も踏まえつつ、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

#### （特定卸役務の協議の適正化等）

- ・ 今後の事業者間協議においては、卸元事業者・卸先事業者において情報の非対称性等が問題となっており、両者間で丁寧なやりとりを求める意見が複数あったことにも留意する必要がある。
- ・ 令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることから、その効果を注視するため、本研究会等においては、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況について、継続的に把握する必要がある。
- ・ 本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、本研究会等において追加的な措置を検討することが適当である。
- ・ NTT東日本・西日本は（中略）営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当である。

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。(接続料の算定等に関する研究会における議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、同研究会第九次報告書を踏まえた検証が行われているか等)
- (2) 特に、卸料金の原価の内訳における人件費の上昇傾向について、NTT東日本・西日本から自社のデータ等の開示もあったところだが、卸料金と接続料相当額の差分の適正性の検証の観点から十分といえるか。
- (3) 卸先事業者に対して実施した情報開示に係るアンケートについて、NTT東日本・西日本からの説明を通じた卸料金の更なる透明性の向上に資するものといえるか。

## 関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

### (総論)

- 卸検証はガイドラインに基づく事後的、かつ自己検証という位置付けであり、NTT東西の説明を踏まえれば卸料金は独自の理論で設定されていると考えられる。**適性情報開示がなされなければ検証は非常に困難**であり、総務省やWGによる牽制効果も十分に働かない構造は依然変わっていない。「**適正な交渉を促進する透明性確保**」が十分になされない中で**接続料の上昇傾向が始まり、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている**と認識。(第4回会合・JAIPA)
- 事業者間協議には引き続き真摯に取り組んでいくが、**卸ルールの整備促進は市場競争整備の観点で重要**であることから、本ワーキンググループでの検証が適切になされるよう要望。(第4回会合・JAIPA)
- **光サービス卸は、ボトルネック設備であるNTT東西の光アクセスを利用した卸サービスであり、依然としてブロードバンド市場における市場支配力を有し、かつ接続との代替性が不十分であることから、卸料金の透明性や適正性の確保が一層求められる。**(第4回会合・ソフトバンク)
- 卸は**相対契約が基本**であること、また**光コラボ事業者と当社(NTT東西)の利害は相反するものではない**といったことから、**過剰な規制は不要。モバイルも含めた競争激化によって当社の光サービスのシェアは年々低下**しており、**直近では44.6%と過半を下回る状況**。当社の影響度が少し低下していることも踏まえれば、**規制をこれ以上強化する状況にはない**と考える。(第5回会合・NTT東日本・西日本)
- 光サービス卸をより使いやすいものとするために、①コストが上昇する中でも値下げを実施、②卸料金の値下げと接続料の上昇によって卸料金と接続料相当額の差分は縮小、③卸料金の透明性確保のために追加的な情報開示と更なる事業者協議の進展に取り組んでいること、④運用コストの効率化やサービスレベルの向上のため課題解決に向けた協議を重ねながら運用を改善、⑤再卸・リブランドモデルに係る事業者間のマッチング等の光コラボモデルの普及拡大に向けた新たな取り組みを開始したことといった**情報開示以外の部分も含めて取り組んできた。**(第5回会合・NTT東日本・西日本)
- 卸先事業者にとって、「リスクとリターンの構造」がどのように卸料金の算定に反映されているかを把握できないと中長期的な事業計画を戦略的に立てることができない。**接続料は毎年コスト実績に基づき厳格に算定されるのに対し、卸料金だけが裁量に委ねられている現状は公正競争の阻害につながる懸念**があり、恣意性の排除、透明性の向上が必要。**接続料の下げ幅より卸料金の原価が下回っており、その結果として両者の差額が拡大し、累積でNTT東西殿の超過利潤となっている可能性を否定できない**と考える。(第4回会合・JAIPA)

## 関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

### (総論)

- 「その他の検証」で列举されているシステム改修は、コスト増だけでなくNTT東西の運用効率化にも寄与していると考えられることから、投資によるコスト削減効果等のプラスの側面も同時に開示すべき。(第4回会合・JAIPA)
- システム投資等による運用コストの効率化効果については、実際のコストには様々な要素が織り込まれているために、具体的な効果額を把握することは困難だが、2020年度から2024年度にかけて当社全体の人件費単価の上昇幅に比して、FTTHサービスに係る人件費総額の上昇幅が抑えられていることからすると、コスト効率化が実現されているものと考え。(第5回会合・NTT東日本・西日本)
- FTTH、ワイヤレス固定(home 5G等)を含めたブロードバンド市場において、光卸が不当に高く(価格)設定されることで、卸先事業者からのNTT東西への料金収入が増加したり、NTTグループ内で他サービスが有利になるような「マージン・スクイーズ」が生じていないか、市場全体を俯瞰した価格の公平性を確認してほしい。(第4回会合・JAIPA)
- 山間部、離島等の特定地域においては新規開通期間の著しい長期化の声を聞く。全国一律の保守運用コストを基に料金が算定されている以上、サービス格差は許容されず、迅速な是正と投資の可視化を要望。(第4回会合・JAIPA)

## 構成員意見

### (総論)

- この検証の中で開示された情報を有効に使っていくことが望ましい。また、一方的な情報開示で終わることなく、例えば人件費についてNTT東西と属性の近いMNO等の数値と比較するなど、相互に情報を出し合い、議論をしあうというのが望ましい。(第5回会合・橋本構成員)
- NTT東西資料中の「提供形態毎の利益モデルの違い」に関するグラフについて、接続料相当額をどの傾きで見ればよいのか、あまり明確ではないように感じるので、今後の説明の際には、グラフの表現を見直していただきたい。(第5回会合・相田主査)
- (情報開示について、)NTT東西も出せるものと出せないものがあると思うが、色々な方に納得してもらえるように、NTT東西において、出せる情報はなるべく出すことを要望。(第4回会合・高橋構成員)
- 人件費の推移等、NTT東西側が情報を開示する幅が広がっていることは喜ばしいことで、今後も広げていってほしい。(第5回会合・高橋構成員)
- システム投資等による運用コストの効率化効果について見せ方を工夫し、他の視点からも効率化効果を示すことを要望。(第5回会合・高橋構成員)
- 東西の一芯あたりユーザ数は相対的に高い水準である反面、接続料相当額が上昇する中、平均ユーザ収容数は純増の伸び悩み等からほぼ横ばいの傾向であることを踏まえると、効率化でしかコストは下がらないということがいえる。2020年度～2024年度で卸料金原価の要素はいずれも上昇している中で、卸料金の値下げを続けることは、中長期的な視点に立てばサステナブルなものとは言えず、真にサステナブルな設定であるためには、将来的には、少し値上げも検討しなければいけないと思う。(第5回会合・関口構成員)
- (光卸を取り巻く競争環境について)ワイヤレス固定ブロードバンドは、ユーザ数が多くなると途端に遅くなってしまい、例えばビル単位で全部5Gルーターで対応しようとするすると全く機能しなくなるはず。その意味では、ワイヤレス固定ブロードバンドと比較して、FTTHサービスの優位性は保たれていると考える。(第5回会合・関口構成員)

## 関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

### (東西同一料金)

- 現在の東西同一卸料金について、そもそもどのような考え方で同一料金を設定しているかの説明がない。したがって、**東西間でコスト構造に差分がある中で、同一料金に揃える際の考え方を明示していただきたい**(東西平均なのか、いずれかに寄せているのか等) (第4回会合・ソフトバンク)
- **東西同一料金にすることは構わないが、そもそもNTT東西は別会社で、コスト構造も違う中で、料金設定水準や、どのような考え方で東西同一料金にしているのかという点について、NTT東西から具体的な数値を出すのは難しいとの回答を得ているが、当社としてはもう少し説明してほしいと考えている。** (第4回会合・ソフトバンク)
- **光サービス卸は、その料金は現在のコストのみならず、中長期のコストに加えて、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定しており、将来の光サービスの需要動向、設備の老朽化・技術革新(高速化・高度化)に対応して必要となる設備投資(将来的なコスト上昇要因)などを踏まえたものとしている。**その上で、**光サービス卸は、可能な限り全国均一のスペックで提供しており、効用が同一であることや、東西均一料金の方が運用しやすいという事業者のご意見を踏まえ、東西で提供料金を同一としている。** (第5回会合・NTT東日本・西日本)
- **光コラボモデルのサービス開始時に、NTT東西として極力、機能・料金を合わせたいとの思いがあったほか、コラボを始めるいくつかの事業者にも相談したところ東西同一料金がいいとの声が多かった経緯があり、**今般の(東西同一料金のほうがありがたいという)アンケート結果はその裏付けにもなる。仮に別料金のほうがよいという意見が多ければ改めて検討するかと思う。 (第5回会合・NTT東日本・西日本)
- **光ブロードバンドサービスはユニバーサルサービスと位置付けられており、例えばルーラルエリアの利用料金を都市部より上げてはいけないというルールもある上、基盤として提供するサービスであることを踏まえると、極力、同一料金にすることが望ましいと考える。** (第5回会合・NTT東日本・西日本)

## 構成員意見

### (東西同一料金)

- 同一料金にするか、別料金にするかで将来が変わってくる。例えば、**地域ごとに分割した会社であっても、高速道路は全国同じ基準で設定し、深夜割引等も一律に行われているが、JRは地域会社ごとに異なる料金形態を採用したり自社完結の切符を販売したりしていて、受容する我々消費者も、それを意識して行動しなければいけなくなっている。** (第5回会合・橋本構成員)
- ユニバーサルサービスで全国均一にする観点に加え、**東西で別料金にすると(NTT東西の提供エリアの)境界の地域でビジネスがやりにくくなったりするので、将来的なことも考えながら判断していただければありがたい。** (第5回会合・橋本構成員)
- **最終保障提供責務との関係について、よく注意してみていかなければならないと考える。** (第5回会合・相田主査)

## 論点整理 (案)

### (総論)

- 今回の検証においては、昨年度の時点更新にとどまらず、NTT東日本・西日本から、「接続料の算定等に関する研究会」第九次報告書の指摘も踏まえ、自社の「F T T Hサービス全体に係る人件費総額の増減率」を新たに開示したことや、全ての卸先事業者を対象に卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施して情報開示に努めたこと等の点において、卸料金の透明性向上について一定の寄与があったと思われる、当WGにおいても一定の評価をすべきではないか。
- 他方で、卸先事業者等や構成員から、システム関連投資による効率化の効果についてより多角的な視点からの説明が求められる等、NTT東日本・西日本による情報開示や説明に対して更なる改善を求める指摘もあった。NTT東日本・西日本からは、卸料金と接続料相当額の差分の適正性に関する開示データの充実について今後も検討していく旨の説明があったが、仮にNTT東日本・西日本からの説明が不十分と判断される場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、卸先事業者等にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における構成員や卸先事業者等からの指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本WGはその内容を継続的に注視することが重要ではないか。
- また、卸先事業者等から卸料金水準の設定に係る考え方の詳細な説明を求めたいという意見が示されていることや、構成員から、今回の検証結果を踏まえて、卸料金原価が上昇する中で卸料金水準がサステナブルなものかどうかについて疑問を呈する指摘があったこと等を踏まえ、今後の卸料金の水準について本WGにて引き続き注視し、前回の代替性検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討することとしてはどうか。

### (東西同一料金)

- NTT東日本・西日本で卸料金が同一になっていること（東西同一料金）について、NTT東日本・西日本から、光サービス卸は東西間で効用が同一であるという実態や東西同一料金の方が運用しやすいという多くの卸先事業者の意見に加え、光サービス卸の提供開始時に、東西同一の機能・料金としたいとの考えがあった旨の説明があった。また、構成員からは、光サービス卸の料金水準について、地域間で差が生じる場合は電気通信事業法の最終保障提供義務との関係に注意する必要があるとの意見や、特に東西の業務区域の境界に当たる地域において卸料金に差が発生することが卸先事業者のビジネスに悪影響を与えうる旨の意見が出された。コストの違いを踏まえれば、接続料と同様、卸料金についても東西で別料金となることが自然と考えられるが、こうした議論を踏まえ、東西同一料金を維持することについても一定の合理性があるものと考えられるがどうか。

## 特定卸役務に関する規律について

- (4) 同研究会第九次報告書取りまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化及び卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む)の進展状況はどうか。
- (5) 同研究会第九次報告書とりまとめ以降の事業者間協議等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の検討が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。
- (6) NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

## 関係事業者意見

(○: NTT東日本・西日本、●: 卸先事業者等)

### (事業者間協議の状況と追加的な措置)

- **事業者間協議では**NTT東西から**卸料金に関する説明**、開通工事その他コラボ事業者で生じる**課題の解決に向けた協議等を実施**。当協会としては光コラボの利用者品質の向上、および事業運営の効率化に向け今後も真摯に協議を行いたい。(第4回会合・JAIPA)
- 昨年度の検証以降、令和6年12月～令和7年11月における**卸検証に係る団体協議を計11回実施**。(第5回会合・NTT東日本・西日本)
- **NTT東西から、アンケート項目の事前確認および結果に関する報告を受けており、今後とも適宜共有の上で課題検討に取り組みたい**。(第4回会合・JAIPA)
- **全コラボ事業者を対象に卸料金の情報開示に係るアンケート調査(回答数70社)を実施し、情報開示要望に対しては、事業者協議において、開示可能な情報は開示、開示が困難なものはその理由を可能な限り丁寧に説明を実施**。(第5回会合・NTT東日本・西日本)

## (情報開示の在り方・中長期のデータの開示)

- 直近3年間の指数の開示だけでは、中長期の傾向を基に設定しているとする**卸料金の適正性が検証できない**(中長期の傾向を見るのであれば直近のコストのみで判断するのではなく、サービス開始当初からの動向を踏まえるべき)。令和5年の法令改正は、情報開示運用が義務化されたものであり、開示する情報自体がそれ以降でなければならないという規定はなく、むしろ**法令改正前の時期を含む卸料金の考え方やコスト構造の検証が重要**。(第4回会合・ソフトバンク)
- 卸料金の適正性検証において**中長期投資回収モデルが前提であれば、**開始時からの接続料低減の恩恵が卸先に還元されてきたかの検証は不可欠であり、**法改正以前のデータ開示を拒む合理的理由は統計的検証の観点からは存在しない**と考える。(第4回会合・JAIPA)
- 卸料金は現状のコストだけでなく「中長期の傾向を踏まえて設定」しているのであれば、過去遡っての相関を示した上で適正性の判断や議論をすべき。したがって、新規開示いただいた**各種情報及び、卸料金に占める接続料以外のコスト(人件費含む)指数について、サービス開始当初からの経年推移を開示していただきたい**。(第4回会合・ソフトバンク)
- 接続料相当額の情報開示については、「接続料の算定等に関する研究会」(第66回)の論点整理及びその後の法令改正において、2022年度を100とした2023年度以降の接続料相当額指数を開示していくという整理がなされたと承知しており、**情報開示は法令改正以降を対象とすることが原則**。法改正やその後の議論を踏まえて**自主的に開示している接続料相当額以外の情報(従業員給与・平均ユーザ収容数等)についても同様**。(第5回会合・NTT東西)
- **「モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移」により、卸料金と接続料相当額が中長期で一定程度連動**していることが確認できる。(第5回会合・NTT東西)

## (情報開示の在り方・営業コスト等の構成比の開示)

- 卸料金の適正性検証が実質的な機能を失い、形骸化することのないよう、コラボ事業者が理解可能な定量データをお示しいただきたい。「実数」が機密であれば、**接続料相当額・その他コスト即ち営業コスト(注文受付、契約管理、事業者サポート等)における主な費目の「構成比(%)」を提示してほしい**。**構成比であれば具体的な販売戦略を秘匿しつつ、過度なマージン(利益)等の有無を検証可能**と考える。**主な比率の推移を把握することで、NTT東西殿の説明にある「システム改修」や「サポート」等に、妥当なりソースが割かれているか検証する手段として有効**と考える。(第4回会合・JAIPA)
- **営業コストのうち、営業支援に係る費用が大宗を占めているのではないかと当協会では考えている**。そもそも、卸事業において、営業活動は卸先事業者が行うことから、営業コストはあまりかからないものと認識。**卸先事業者に対する営業支援が、公正かつ平等に使われているかというのが当協会の課題意識**。**平等というのは、新規販売に対して均等に割り当てられているということだと考える**。(第5回会合・JAIPA)
- 本当は、営業支援に係る費用の単価を全部出してもらえれば一番いいのだが、そこまで求めるのは難しいと思うので、**その他コストに関する主要項目の構成比に関する情報開示を受けることで、その他コストに占める営業支援に係る費用の割合を推察することができることになり、その費用感の妥当性を判断したり、公正性・平等性を検討するきっかけになりうると考える**。(第5回会合・JAIPA)
- **正確な数字ではなく、「コストの何割」など、ざっくりとした比率の提示で構わない**。例えば、コストの半分であれば数千億円、1/10ということであれば数百億円ということになると考える。(第5回会合・JAIPA)
- **接続料相当額(設備コスト)については、接続料算定根拠で確認できる**。**営業コスト(その他コスト)については、当社の営業支援リソースやサービス運営体制を類推させる極めて重要な経営情報であって、当社のみがその開示を強いられた場合、当社は一方的に競争上の不利益を被り、健全な競争を歪めることになるため、開示は容赦いただきたい**。(第5回会合・NTT東西)
- **「構成比であれば具体的な販売戦略を秘匿できるのではないか」との意見については、営業コスト(その他コスト)の費用項目毎の構成比を開示した場合、すでに営業コストと設備コストの構成比(4:6)を開示していることを踏まえると、営業支援リソース等のおおよそ規模感が類推可能であり、当社がどういった業務にどういった規模のリソースを投入しているかといった営業戦略上の機密情報が類推可能となることから、その機密性は実数と同様であり、開示はできない**。(第5回会合・NTT東西)

## 構成員意見

### (情報開示の在り方・中長期のデータの開示)

- 法改正以前の情報の開示について、情報開示義務を定めた法令改正が2023年ということを考慮すると、JAIPA・ソフトバンクが要望している**法改正以前の各種情報の開示判断は、法の不遡及の原則からNTT東西の判断によるもの**と考える。(第4回会合・関口構成員)

### (情報開示の在り方・営業コスト等の構成比の開示)

- (販売促進費の支出について) **何をもって平等であるのかというのは議論が必要**。(第5回会合・高橋構成員)
- JAIPAの意見の趣旨としては、(営業支援に係る費用を)顧客ごとに公平に配分されているかということを知りたいということだと理解。**顧客先の情報を全て開示し、その奨励金の単価を示さなければ判然としないと思われるが、流石に経営情報であり全ての開示は難しい**だろう。また、**構成比を見たところで、顧客ごとの単価や平等に支払われているかどうかはわからない**と思う。(第5回会合・関口構成員)
- (JAIPAの課題意識に立てば) 接続料相当額・営業コストにおける主な費目の**構成比を出すことを求めるのではなく、互いの理解を深めるため、質的な観点で別の聞き方を模索したほうがいい**のではないかと。(第5回会合・高橋構成員)

## 論点整理 (案)

### (事業者間協議の状況と追加的な措置)

- 今回の検証において、NTT東日本・西日本から、直近1年間で11回、事業者団体との協議を実施していることに加え、全ての卸先事業者を対象に卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施し、その結果を基に協議の円滑化に努めている旨の説明があり、事業者団体からもそれらの取組について一定の理解を得られていることが把握できた。
- 令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、現時点においては追加的な更なる制度的対応は不要と考えられるが、今後とも制度整備の効果を注視するため、本WGにおいて、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続することが適当ではないか。

### (情報開示の在り方・中長期のデータの開示)

- 卸先事業者等からは、中長期での卸料金と各種コストの連動の妥当性を議論するため、電気通信事業法改正により「特定卸電気通信役務に係る情報提示義務」が課せられた令和5年以前の接続料相当額等のコスト構造の開示を求める意見が複数寄せられた。一方で、NTT東日本・西日本からは、情報開示は法令改正以降とすべきであるほか、モデル収容数におけるアクセス回線接続料等、開示可能な情報は追加的に開示しており、卸料金と接続料相当額との中長期的な連動性は確認可能との説明があった。
- また、構成員からは、法令不遡及の原則に則り、法改正以前の情報開示はあくまでもNTT東日本・西日本の自主的な判断によるものとの指摘があった。こうした議論を踏まえ、NTT東日本・西日本においては、引き続き、開示可能な代替的な情報を用いた説明を行う等して、卸先事業者等の疑問に答えられるよう事業者間協議に取り組むことが適当ではないか。

### (情報開示の在り方・営業コスト等の構成比の開示)

- 営業コストに係る情報（営業支援に係る費用の構成比等）については、卸先事業者等からは過度なマージンの有無の確認等が可能となるため卸料金の検証や事業者間協議の活性化に必要なとの意見が示されているが、NTT東日本・西日本及び構成員からこれらの情報を開示することに対する競争上の懸念等が示されたことには十分留意する必要がある。その上で、今回、卸先事業者等から示された販売促進費の支出の平等性に係る疑問に対して、NTT東日本・西日本からは、販売奨励金などの販売促進費は回線単位毎に平等に支出しており、事業者による差異は無い旨の書面回答があった。NTT東日本・西日本においては、引き続き、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」等を遵守して対応することが望ましい。
- また、NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても引き続き総務省に提供し、その結果を基に本WG等で議論を行うことが適当ではないか。また、開示すべき情報の範囲についても、今回の検証における議論を踏まえ、継続的に検討を行うこととしてはどうか。

## ■代替性「不十分」の背景について

- 「接続料の算定等に関する研究会」第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」と評価する背景について、次のとおり整理している。

ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。

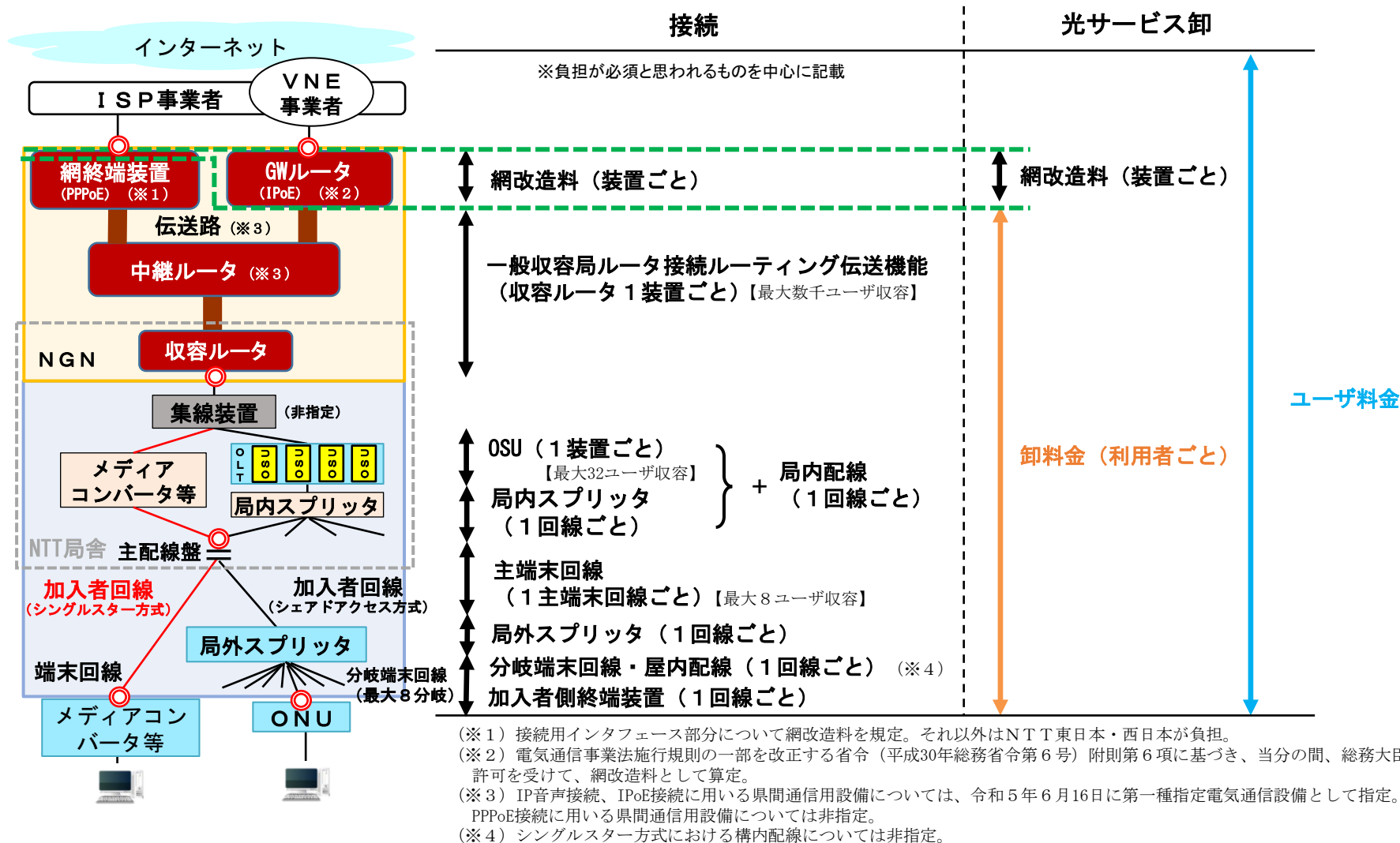
卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、
- ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
  - ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAが進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と指摘している。

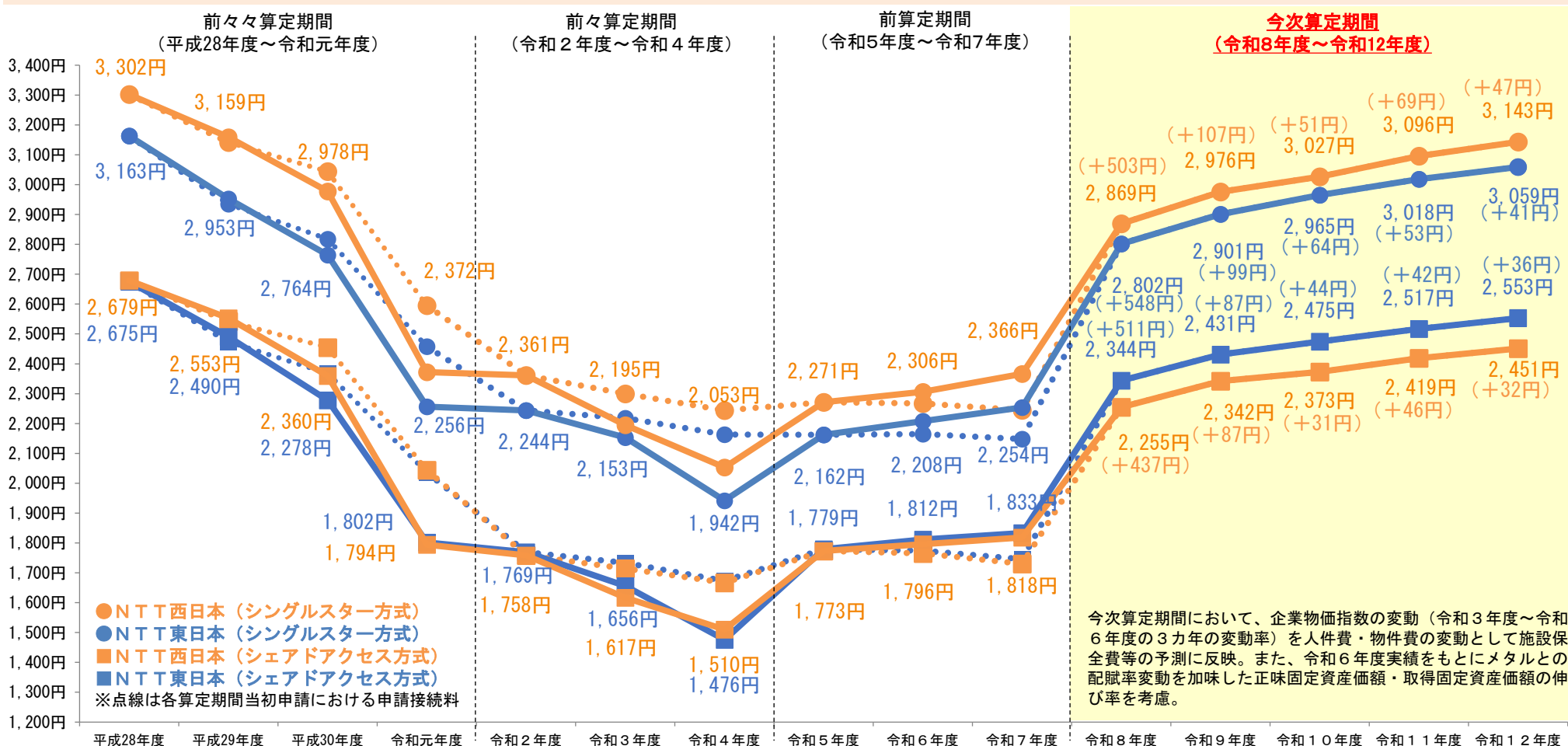
# (参考)光サービス卸に関連する接続機能について

- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、F T T Hアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ 1 装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1 主端末回線ごと（最大 8 ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。

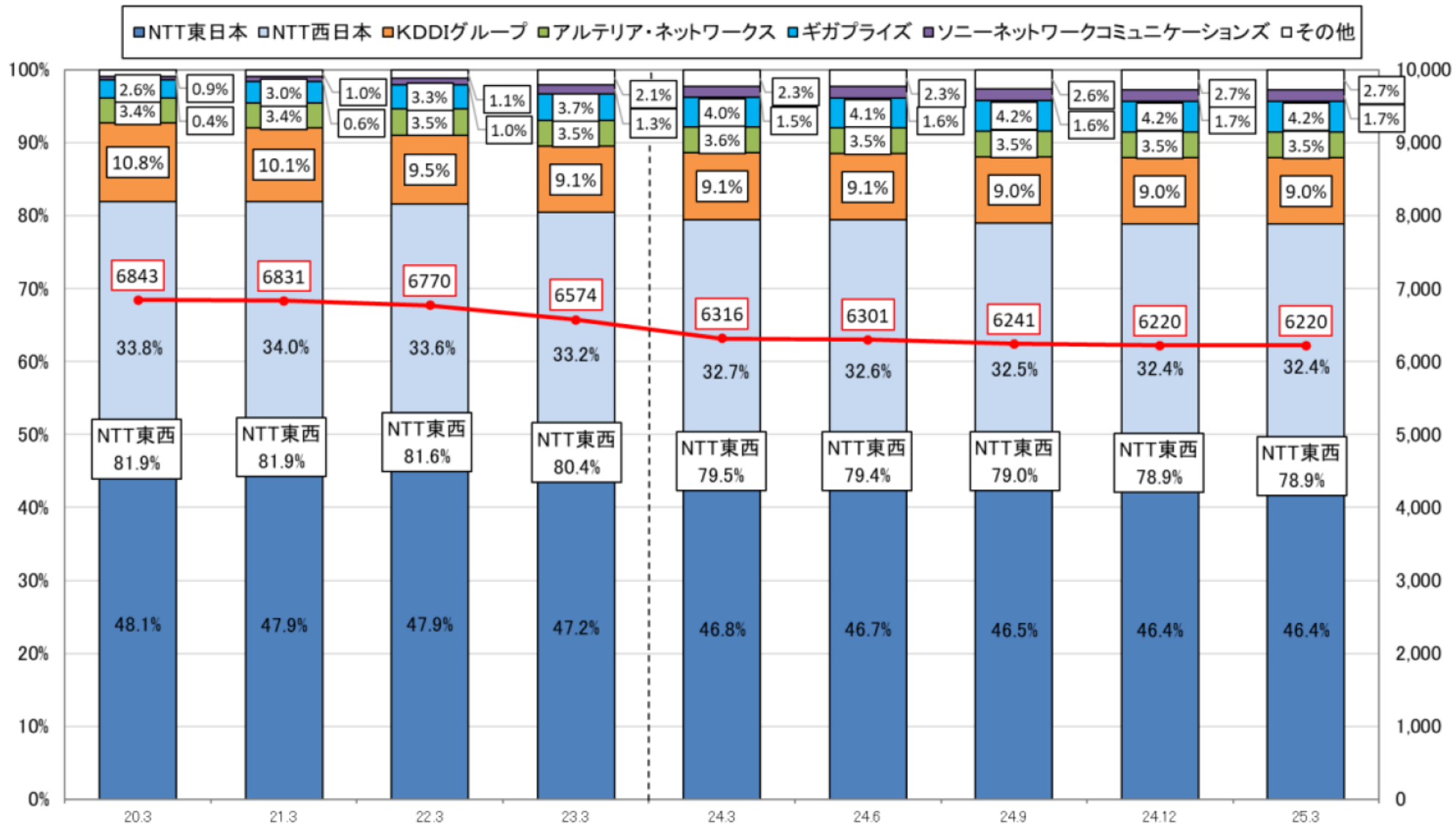


# (参考)加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和8年度から令和12年度までの5年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタル・光の費用配賦率の変動に加え、更なる予見可能性確保の観点から、直近の物価上昇の傾向を反映させる企業物価指数の変動**（令和3年度～令和6年度の3カ年の変動率）や直近の**リスクフリーレートの上昇傾向を算定に加味することにより、令和8年度以降上昇**する。（現行接続料は、算定期間内における物価やリスクフリーレートの上昇等が十分に反映されていないため、今次算定期間において乖離額調整を行うことも上昇の要因となっている）
- なお、今次申請においては、**電柱の耐用年数の見直し**等が行われている。

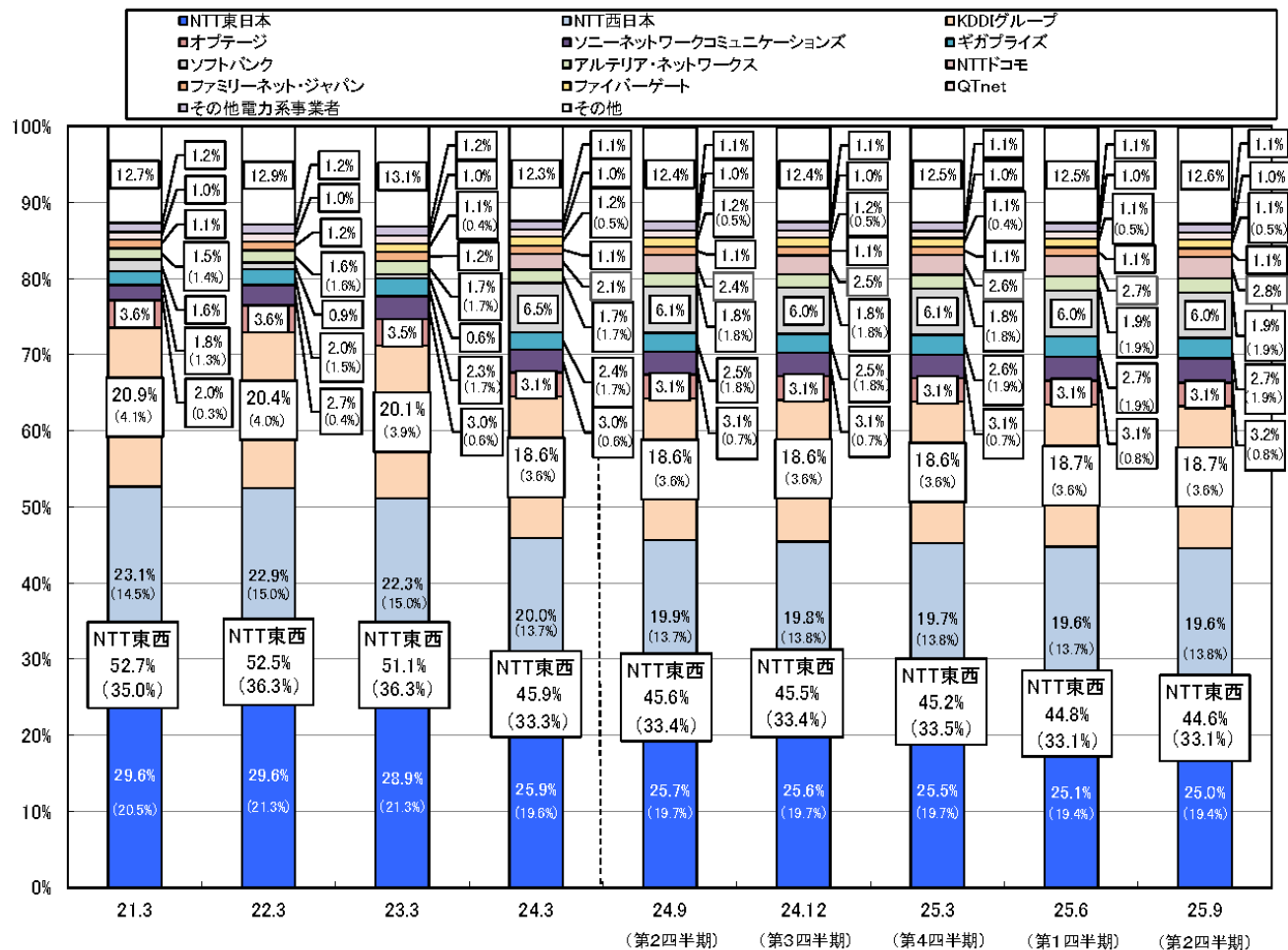


# (参考)FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェアの推移(全国)



出所：電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート

固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移  
(設備設置事業者別)



注1：「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、中部テレコミュニケーション、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。特段の記載がない限り、以下この「(1) データ系通信」の③において同じ。

注2：「その他電力系事業者」には、STNet及びエネコムが含まれる。特段の記載がない限り、以下この「(1) データ系通信」の③において同じ。

注3：括弧内は、卸電気通信役務の提供に係るシェア。

注4：事業者報告の修正により、2020年度第4四半期(21.3)以降のシェアについて修正を行っている。